

「指定就労継続支援（B型）」 重要事項説明書兼契約書

令和7年4月1日改訂

※当事業所は、障害者総合支援法により
県からの指定を受けています。
(岐阜県指定 第2111500308号)

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

<第1部>重要事項説明書

1	サービス提供をする事業者について.....	2
2	サービス提供を実施する事業所について.....	2
3	提供するサービスの内容及び費用について.....	4
4	利用料の請求及び支払い方法について.....	6
5	サービスの提供にあたって.....	6
6	虐待の防止について.....	6
7	身体拘束について.....	7
8	緊急時の対応方法（協力医療機関）について.....	7
9	感染症予防、まん延防止の対策.....	7
10	業務継続計画の策定等について.....	7
11	事故発生時・および非常災害対策について.....	8
12	秘密の保持と個人情報の保護について.....	8
13	サービス提供に関する相談、苦情について.....	8
14	事業所をご利用の際に留意いただく事項.....	9
15	第三者評価の実施状況について.....	9
16	その他運営に関する留意事項.....	10

<第2部>契約書（重要事項説明書以外の部分）

第1条（契約期間）.....	11
第2条（サービス内容）.....	11
第3条（事業所及びサービス従事者の義務）.....	11
第4条（契約者の施設利用上の注意義務等）.....	11
第5条（損害賠償責任）.....	11
第6条（損害賠償がなされない場合）.....	11
第7条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）.....	12
第8条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）.....	12
第9条（契約者からの契約解除）.....	12
第10条（事業所からの契約解除）.....	12
第11条（精算）.....	13
第12条（協議事項）.....	13

別紙 障害福祉サービス報酬について.....	15
------------------------	----

障がい者就労支援事業所 てがの

第 1 部 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、社会福祉法第 76 条及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日岐阜県条例第 85 号）の規定に基づき、就労継続支援 B 型事業のサービス提供に関し、説明すべき重要事項です。

1 サービス提供をする事業者について

事業者名称	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 三浦 博行
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県中津川市かやの木町 2 番 5 号 電話 0573-66-1111 FAX 0573-66-1934
法人設立年月日	昭和 53 年 2 月 6 日

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	障がい者就労継続支援事業所 てがの		
サービスの 主たる対象者	身体障がい者（18 歳未満の者を除く。） 知的障がい者（18 歳未満の者を除く。） 精神障がい者（18 歳未満の者を除く。） 難病等対象者（18 歳未満の者を除く。）		
指定 事業所番号	岐阜県（指定事業者番号 2111500308 号）平成 25 年 4 月 1 日指定		
事業所所在地	岐阜県中津川市手賀野字小向井 498 番地 814		
連絡先 相談担当者名	電話 0573-67-8350 FAX 0573-67-8351 (総務課長) 吉村 直樹 (事業所管理者) 小幡 洋平		
事業所の通常の 事業の実施地域	岐阜県中津川市内		
利用定員	20 人	開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援型の提供を確保すること。
運営の方針	1. 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。 2. 地域との結び付きを重視し、市や他の障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努める。 3. 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年岐阜県条例第 85 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(3) 事業所の構造・設備について

◇構造

構 造	木造 平屋
延 床 面 積	255.89 m ²

◇設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
作 業 室	1	
多 目 的 室	1	
相 談 室	1	
食 堂	1	
便 所	3	
洗 面 所	3	

(4) 営業日と営業時間及びサービス提供可能な時間帯

営 業 日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日は除く
営 業 時 間	月曜日～金曜日 午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

(5) 事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1 人
サービス管理責任者	(1) 個々の利用者について、アセスメントを実施した上で、それを踏まえた就労継続支援計画の原案を作成する。 (2) 就労継続支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により同意を得た上で、利用者に交付する。 (3) 就労継続支援計画の実施状況の把握を行うとともに、定期的に見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。 (4) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。 (5) 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。	1 人
職業指導員	就労継続支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。	1 人以上
生活支援員	日常生活上の支援を行うとともに、就労継続支援計画に基づきサービスの提供を行う。	1 人以上
目標工賃達成指導員	工賃向上計画に基づき、工賃向上計画を作成し、計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的な取り組みを行う。	1 人以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
就 労 継 続 支 援 計 画 の 作 成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援計画を作成します。計画は少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。
身 体 等 の 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就 労 に 必 要 な 知 識、能力を向上 するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就 労 の 機 会 の 提 供 及 び 生 産 活 動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。以下の生産活動を行っています。 ①請負事業（製品の加工・検品・封入作業） ②自主製品の製作 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 ※1月当たりの工賃平均額は、3,000円を下回らないようにします。
実 習 先 企 業 等 の 紹 介	就労継続支援計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保します。
求 職 活 動 支 援	就労継続支援計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職 場 定 着 支 援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します。
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健 康 管 理	日常生活上必要な管理、記録を行います。また、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪 問 支 援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
レクリエーション 創 作 活 動 な ど	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
そ の 他 (施設外就労)	一般就労を目指す利用者に対し、一般企業に出来るだけ近い環境で作業を行い、技術の向上、職場内での人間関係の育成などが行える支援を行います。

(2) 提供するサービスの利用料について

◇利用料金

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス費と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。**実際の負担額については個別にお知らせします。**

項 目	サービスの内容	利用料金
就労継続支援費 (基本報酬)	イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (1)利用定員が20人以下	※別紙 「障がい福祉サービス 報酬について」 を参照してください
加算 ※要件を満たした場合	利用者負担上限額管理加算	
	初期加算	
	訪問支援特別加算	
	欠席時対応加算	
	送迎加算	
	福祉専門職員配置等加算	
	目標工賃達成指導員配置加算	
	福祉・介護職員等処遇改善加算	
減算 ※基準・指定に満たない場合	運営基準減算	
	短時間利用減算	
	虐待防止措置未実施減算	
	身体拘束廃止未実施減算	
	業務継続計画未策定減算	

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、1割の定率負担と所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。負担上限月額等に関する詳細は、障害福祉サービス受給者証をご確認いただくか、市の窓口までお問い合わせください。

※ 介護給付費等について、事業者が法定代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

◇その他の費用について

事業の実施地域外の交通費	通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費を実費にて徴収します。自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・事業の実施地域を越えた地点から片道1km毎に37円
日常生活上必要となる諸費用の実費	①日用品、②保健衛生代、③教養娯楽代、④おやつ代 ※利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担が適当である場合はその実費相当額の費用をいただきます。 ※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。
複写物の交付	10円（閲覧については費用負担なく行うことができます）

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた期日に応じて、下記のキャンセル料を請求させていただきます。 ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
	利用予定当日の8時30分までに申し出があった場合	無料
	利用予定当日の8時30分までに申し出がなかった場合	当日の利用額の自己負担額相当分

4 利用料の請求及び支払い方法について

① 利用者負担金、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の請求支払日の3日前までに、利用者に宛てお届けします。
② 利用者負担金、その他の費用の支払い	ア 請求書とサービス提供の記録内容を照合のうえ、請求月の27日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 株式会社十六銀行 中津川支店 (341) 普通預金口座 (口座番号 1660049) 口座名義 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会 てがの障がい者就労支援事業所運転資金 会長 三浦博行 (イ) 現金支払い イ お支払いの確認が取れましたら領収書をお渡しします。また、介護給付費等について市町村により給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用者負担金、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、支払いの催告から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- (2) 確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向を踏まえて、「就労継続支援計画」を作成します。作成した「就労継続支援計画」については、案の段階で利用者又は家族にその内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案といたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「就労継続支援計画」に基づいて行ないます。なお、「就労継続支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

6 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 小幡 洋平
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。

- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (ア) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (イ) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (ウ) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の取り組みを積極的行います。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

8 緊急時の対応方法（協力医療機関）について

- (1) 緊急時の対応方法

サービス提供中に心身状態の急変もしくは事故等による緊急の事態が発生した場合、速やかに以下の協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも電話等により連絡をします。

- (2) 協力医療機関

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医 療 機 関 名 称	総合病院 中津川市民病院		
医 院 長 名	安藤 秀男		
所 在 地	中津川市駒場 1522-1		
電 話 番 号	電話番号 0573-66-1251		
診 療 科	内科など	入 院 設 備	あり

9 感染症予防、まん延防止の対策

当事業所は、事業所内において感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防又はまん延防止のため検討委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防又はまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対して、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

10 業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」BCP という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

11 事故発生時・および非常災害対策について

事故発生時の対策	当事業所において利用者への就労継続支援の提供により事故が発生した場合は、必要に応じて速やかに、市町村・利用者のご家族等に連絡し、同時に必要な対応を、誠意をもって行なわせていただきます。 また、事故の状況、事故に際して採った処置については記録します。 事故発生後速やかに原因の解明を行い、原因の解明を受け再発防止策を検討し、速やかに実践すると共に防止に努めて参ります。 ※利用者に対する就労継続支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、本事業者が加入する損害賠償保険にて損害賠償を速やかに行います。
非常災害時の対策	事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する「消防計画」を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を利用者参加の上行います。 防災設備：誘導灯、排煙装置

12 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業所は、利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
個人情報の取扱窓口	（事業所）障がい者就労支援事業所 てがの （住所） 中津川市手賀野字小向井 498 番地 814 （電話） 0573-67-8350 （担当者）障がい者就労支援事業所てがの 管理者 小幡 洋平

13 サービス提供に関する相談、苦情について

（１）苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・当会が定める「苦情解決のための取り扱い規程」により以下の手順で苦情処理を行います。
 - ・苦情受付担当者は苦情を受け付けその内容を記録し、苦情申出人に確認し、必要性があるものについては、苦情解決責任者及び第三者委員に報告し、苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いにより解決に努めます。
 - ・苦情受付から解決、改善までの経過と結果については苦情受付担当者にて書面に記録を行います。

(2) 苦情相談窓口

【事業者の窓口】 障がい者就労支援事業所での	所在地 中津川市手賀野字小向井 498 番地 814 苦情受付窓口（担当者）：管理者 小幡 洋平 苦情解決責任者：総務課長 吉村 直樹 電話番号 0573-67-8350 FAX 0573-67-8351 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:15～17:15
中津川市役所社会福祉課	所在地 岐阜県中津川市かやの木町 2 番 5 号健康福祉会館 電話番号 0573-66-1111（内640） FAX 0573-62-0058 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111 FAX 058-277-0431 受付時間 午前9時から午後5時
岐阜県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111 FAX 058-275-4858 受付時間 午前9時から午後5時

なお、利用者等からの直接の苦情の受付先や、苦情解決責任者からの相談先又は解決のための話し合いの立ち合い要請先として、本会では「苦情解決第三者委員」の設置をしております。

<苦情解決第三者委員>

名前	連絡先
早川 一敏	電 話 0573-69-4557
小池 朝通	電 話 0573-82-3823

14 事業所をご利用の際に留意いただく事項

感 染 症 対 策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、事業所が定める期間及び感染症状と判断される状態が消失するまで事業所利用はできません。 診断によりインフルエンザ等の疾病であることが認められなかった場合は、医師の指示にて事業所利用の判断を行います。
外 出	事業所から外出する場合は、事前に職員に連絡してください。
設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫 煙	喫煙は決められた時間に、事業所内（敷地内含む）の決められた場所で行います。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては持ち込みを制限させていただきます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、施設内での職員や他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

15 第三者評価の実施状況について

現在、実施していません。

16 その他運営に関する留意事項

- (1) 管理者は職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。
- (2) パワーハラスメント指針を整備し、事業所におけるハラスメント対策の推進を行います。
- (3) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後、5年間保管します。
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後4：00です。
- (4) サービス提供を行う職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は、利用者から求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(第1部以上)

第2部 契約書（重要事項説明書以外の部分）

（契約期間）

第1条

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から契約者の障害福祉サービス受給者証の支給決定期間の満了日の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（サービス内容）

第2条

- 1 事業所は契約者に「第1部 重要事項説明書」の内容に従い記載するサービスを提供します。

（事業所及びサービス従事者の義務）

第3条

- 1 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は毎月、翌月のサービス計画および内容を書面により提示します。
- 3 事業所は、本契約による就労継続支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。
- 4 事業所は、指定就労継続支援サービスの提供に関する諸記録を整備し、それを5年間保管します。契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（契約者の施設利用上の注意義務等）

第4条

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（損害賠償責任）

第5条

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。責任を負った場合には、事業者が加入する賠償責任保険により対処します。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第6条

- 1 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第7条

- 1 事業所は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第8条

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 就労継続支援が必要ないと決定された場合
 - 三 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が障害福祉サービスの指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第9条から第11条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの契約解除)

第9条

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める障がい福祉サービスを実施しない場合
 - 二 事業所もしくはサービス従事者が第3条に定める義務違反した場合
 - 三 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(事業所からの契約解除)

第10条

- 1 事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第 11 条

- 1 第 8 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 4 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

(協議事項)

第 12 条

- 1 本書面に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

(第 2 部以上)

この重要事項説明書兼契約書の説明年月日	年 月 日
---------------------	-------

就労継続支援B型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき就労継続支援B型の重要事項（第1部）と契約内容（第2部）の説明を行いました。

事業者	所在地	中津川市かやの木町2番5号
	法人名	社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
	代表者名	（職名）会長 （氏名）三浦 博行
	事業所名	障がい者就労支援事業所 てがの
	説明者氏名	（職名） （氏名）

本書面に基づいて事業者から、就労継続支援の重要事項（第1部）と契約内容（第2部）の説明を受け、就労継続支援B型サービスの利用契約に同意します。併せて、この契約を証するため本書2通を作成し、利用者又はその代理人（以下「契約者」）がこれに署名のうえ、契約者と事業者が、各1通を保有します。また、必要な場合には、立会人又は署名代行人も本書2通に署名します。

また、重要事項（第1部）に示された個人情報の取り扱いについても同意したものとします。

【利用者】

住所	
氏名	

【代理人】（不在の場合は空欄）

住所	
氏名	

【立会人又は署名代行人】（不在の場合は空欄）

住所	
氏名	

別紙 障害福祉サービス報酬について

報酬改定：令和6年4月1日

※ここに記された料金についてはその全額を支払うものではなく、1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額が設定され、それ以上の負担は生じません。負担上限月額等に関する詳細は、障害福祉サービス受給者証をご確認いただくか、市の窓口までお問い合わせください。

◇就労継続支援費（利用定員20人以下）

職員配置 平均工賃月額	利用者数：従業者の員数 6：1 イ 就労継続支援B型 サービス費Ⅰ	利用者数：従業者の員数 7.5：1 ロ 就労継続支援B型 サービス費Ⅱ	利用者数：従業者の員数 10：1 ハ 就労継続支援B型 サービス費Ⅲ
4万5千円以上	8,370円 利用者負担：837円	7,480円 利用者負担：748円	6,820円 利用者負担：682円
3万5千円以上4万5千円未満	8,050円 利用者負担：805円	7,160円 利用者負担：716円	6,530円 利用者負担：653円
3万円以上3万5千円未満	7,580円 利用者負担：758円	6,690円 利用者負担：669円	6,110円 利用者負担：611円
2万5千円以上3万円未満	7,380円 利用者負担：738円	6,490円 利用者負担：649円	5,940円 利用者負担：594円
2万円以上2万5千円未満	7,260円 利用者負担：726円	6,370円 利用者負担：637円	5,720円 利用者負担：572円
1万5千円以上2万円未満	7,030円 利用者負担：703円	6,140円 利用者負担：614円	5,570円 利用者負担：557円
1万円以上1万5千円未満	6,730円 利用者負担：673円	5,840円 利用者負担：584円	5,320円 利用者負担：532円
1万円未満	5,900円 利用者負担：590円	5,370円 利用者負担：537円	4,900円 利用者負担：490円

◇加算

項 目	利 用 料	自己負担額	内 容
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算（1月につき）
初期加算	300円	30円	新規にサービス等利用開始した日から30日以内の期間において1日につき算定
訪問支援特別加算	2,800円 1,870円	280円 187円	連続した5日間利用がなかった利用者に対し、利用者の同意を得て居宅を訪問し相談援助等を行った場合（1月につき2回を限度） 1時間以上：280単位加算 1時間未満：187単位加算

福祉専門職員配置加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)	150 円 100 円 60 円	15 円 10 円 6 円	職業指導員または生活支援員として常勤で配置されている従業者の内、厚生労働省の定める配置を満たした場合（1 日につき加算） (Ⅰ) 指定資格を持つ従業者の割合 35/100 以上 (Ⅱ) 指定資格を持つ従業者の割合 25/100 以上 (Ⅲ) 常勤の割合が 75/100 以上、もしくは 3 年以上従事する常勤の従事者が 30/100 以上
欠席時対応加算	940 円	94 円	就労継続支援 B 型の利用を予定していた利用者が、急病等によりその利用を中止した際に、利用者またはその家族との連絡調整または相談援助を行った場合（1 月につき 4 回を限度）
目標工賃達成指導員配置加算	450 円	45 円	目標工賃達成指導員を常勤換算 1 以上配置し、利用者の数に対して目標工賃達成指導員、職業指導員、生活支援員の員数が 5：1 以上である場合（1 日につき加算）
送迎加算	210 円	21 円	週 3 回以上送迎を実施し、その 1 回の平均で 10 人以上が送迎を利用していることを前提に、就労継続支援 B 型の利用者の居宅等から事業所との間の送迎を行った場合（片道につき加算）
福祉・介護職員等 処遇改善加算	総単位数の (Ⅰ)93/1000 (Ⅱ)91/1000 (Ⅲ)76/1000 (Ⅳ)62/1000 円	左記の 1 割	福祉・介護職員等の職場環境等の処遇改善を実施しているものとして利用者に対してサービスを行った場合。 処遇改善の取り組む状況によって左記の（Ⅰ）～（Ⅳ）の加算を算定。（1 月につき）

◇減算

項 目	利 用 料	内 容
運営基準減算	所定単位数 の 70/100 または 50/100	就労継続支援 B 型の提供に際し、①利用定員を超過している、②就労継続支援計画が一定期間作成されていない、③人員基準を満たしていない、そのいずれかに該当する場合
短時間利用減算	所定単位数 の 30/100	前 3 月における利用者のうち、平均利用時間が 4 時間未満の利用者が占める割合が 50/100 以上の場合
虐待防止措置未実施減算	所定単位数 の 1/100	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数 の 1/100	身体拘束の適正化に対する取り組みを適切に実施していないなど、厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合
業務継続計画未実施減算	所 定 単 位 数の 1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定であったり、必要な措置を実施していない場合